

株式会社ナレッジソサエティ(以下「当社」という。)は、東京都千代田区九段南1-5-6に所在する「りそな九段ビル」(以下「本建物」という。))内5階に設置されている「KSフロア」(以下「本施設」という。))において、当社が運営する会員制シェアオフィスサービスまたはバーチャルオフィスサービス(以下、「シェアオフィス」または「バーチャルオフィス」という。また、「シェアオフィス」および「バーチャルオフィス」を併せて「当サービス」という。)を利用する権利を有する会員制組織である「ナレッジソサエティ」への入会および当サービスの利用に関し、次の通りKSフロア利用約款(以下「本利用約款」という。)を制定します。

本利用約款では、当サービスの利用契約の主体者および本施設の利用者を、次のように定義します。

- ・「契約会員」:本利用約款に基づき、当社との間で当サービスの利用契約を締結した者
- ・「正会員」:契約会員が当サービスの主たる利用者として登録した者
- ・「サブ会員」:契約者が当サービスの利用として登録した正会員以外の者
- ・「会員」:契約会員、正会員およびサブ会員の総称
- ・「ゲスト」:正会員またはサブ会員を訪れ、本施設を一時的に利用する者
- ・「利用者」:本施設を利用するすべての者の総称

また、利用者が本利用規約に基づき本施設を利用できる範囲(以下、「対象スペース」という。)は、次のとおりとします。

「本施設」の表示

本施設の名称:KSフロア

本施設の賃貸者兼本建物の所有者:りそな銀行(以下、「本建物所有者」という。)

本施設の運営管理者:株式会社ナレッジソサエティ(当社)

所在地:東京都千代田区九段南1-5-6 りそな九段ビル 5F KSフロア

「対象スペース」:「本施設」の一部の当社が指定した範囲

## 第一章 総則

### 第1条 (本利用約款の目的)

本利用約款は、当サービスの円滑な提供のため作成し適用するものです。利用者は、本利用約款のほか、当社が当サービスに関して定めるサービス利用規約その他諸規程(以下「その他規程」という。)に同意の上、当サービスを利用するものとします。

### 第2条 (本利用約款の優先適用)

本利用約款と第1条に定めるその他規程に齟齬が生じた場合、その他規定が優先して適用されることとします。

### 第3条 (本利用約款の優先効力)

1. 本利用約款は、契約会員と当社の当サービス利用に関する本利用約款に基づく契約締結以前の全ての書面、口頭の合意または了解事項に優先するものとします。
2. 本利用約款に基づく契約締結以前になされた本利用約款に抵触する合意または了解事項は、本利用約款に基づく契約の締結により、すべて無効となるものとします。

### 第4条 (本利用約款の変更)

1. 当社は、本利用約款の内容を随時変更することができるものとします。本利用約款を変更する場合、変更後の利用約款の内容を当社のオンラインサービスサイトに1ヶ月間掲載することとし、1ヶ月が経過した時点において、会員は、当社に対して契約の解約を請求した場合を除き変更後の利用約款に同意したものとみなされます。
2. 通知忘れなどの当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は、本利用約款の変更に伴う責任を一切負わないものとします。

### 第5条 (使用許諾・契約種別・目的)

1. 当社は会員に対し、当サービスの利用を認め、その利用にあたって、会員は本利用約款で定めるところを遵守するものとします。
2. 当社が特別に認めた場合を除き、16歳未満の者は、「ナレッジソサエティ」に入会できないものとします。なお、未成年者(20歳未満の者)の入会には、親権者の同意が必要です。
3. 当社が特別に認めた場合を除き、16歳未満の者は、本施設に入館できないものとします。ただし、アレンジメントルーム、ソファルーム、イベントルーム、KSスタジオについて、16歳未満の者の本施設への入館が必要な場合は、事前に当社にお知らせください。当社がイベントの内容や参加者等に基づき総合的に判断します。

4. 当サービスの利用契約には、次の5つの契約種別があります。
- ① バーチャルオフィスメンバー（バーチャルオフィス契約）
  - ② シェアオフィスメンバー（シェアオフィス契約）
  - ③ ナイトメンバー（シェアオフィス契約）
  - ④ ウィークエンドメンバー（シェアオフィス契約）
  - ⑤ ナイト&ウィークエンドメンバー（シェアオフィス契約）
- 「ナレッジソサエティ」への入会に際しては、契約種別を決定の上、入会申込書に契約種別を明記するものとします。
5. 当サービスは、会員のビジネス拡大のため、会員相互の交流の場として、その施設およびサービスを会員に対し提供することを目的とします。

#### 第6条（会員資格）

1. 当サービスの会員資格は、入会申込者が次のすべての項目に該当し、当社が実施する所定の審査に合格した場合に付与されるものとします。
- ① 本利用約款に同意し、これを遵守する方
  - ② 当社指定の方法で、所定の各料金を期日内に支払われた方
  - ③ バーチャルオフィスメンバー及びシェアオフィスメンバーについては、当社が指定する次の必要書類を提出された方
    - ・ 法人の場合  
法人登記簿謄本〔履歴事項全部証明書〕（3ヶ月以内に取得のもの）  
印鑑登録証明書（3ヶ月以内に取得のもの）  
事業計画書および業務経歴書または会社案内  
代表者の身分証明書
    - ・ 個人の場合  
住民票（3ヶ月以内に取得のもの）  
印鑑登録証明書（3ヶ月以内に取得のもの）  
事業計画書および業務経歴書または会社案内  
ご本人の身分証明書
  - ④ ナイトメンバー、ウィークエンドメンバー、ナイト&ウィークエンドメンバーについては、当社が指定する次の必要書類を提出された方  
ご本人の身分証明書
2. 前項の規定に関わらず、当サービスの入会申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、会員資格を付与しないことがあります。
- ① 入会申込者が実在しない場合
  - ② 入会申込者が過去に本利用約款違反などにより、会員資格の停止または抹消処分を受けたことがある場合
  - ③ 入会申込の際に当社に届け出た事項に虚偽または重要な誤記や記入漏れがあった場合
  - ④ 入会申込者の口座が、収納代行会社、金融機関などにより、過去に利用停止処分などを受けている場合
  - ⑤ 入会申込者が再契約の場合、過去に当サービスの利用料金の支払を怠ったことがある場合
  - ⑥ 入会申込者が本利用約款において第14条に定める事由の何れかに該当する場合
  - ⑦ その他、当社が会員として不適切と判断した場合
3. 会員資格は、審査時に申告した事業を行っている場合にのみ有効であり、事業内容の変更や新規事業を行う場合は、必ず再審査を受けてください。その際は、本条第1項に規定した必要書類を再度提出していただく必要があります。

#### 第7条（契約期間）

1. 当サービスの利用契約および当サービスに付随する各オプションサービスの利用契約の契約期間は、初月は契約締結日よりその月の末日までとし、以降、次月よりは、当月1日より末日までの1ヶ月単位となります。その後、当社または契約会員からの申し出がない場合は、自動的に1ヶ月単位で契約期間が更新されるものとし、その後も同様とします。ただし、申込書に記載された期間を最低契約期間とします。月の途中で契約を締結する場合は適用月を契約締結日を含む月の1日に契約締結したとみなして計算します。（各オプションサービスを除く）最低契約期間前に解約する場合は、最低契約期間と経過月数の差分の利用料金を請求します。
2. 当社と本建物所有者が結ぶ本施設に関する賃貸借契約（以下「賃貸借契約」という。）が理由の如何を問わず終了する場合は、本条の規定にかかわらず、賃貸借契約終了日をもって、当社と契約会員の契約は終了します。なお、かかる場合、当該月の残日数分の利用料金については、日割計算にて返金するものとします。

#### 第8条（契約種別変更）

1. 契約会員は、契約種別を変更する場合、当社が指定する方法で通知するものとします。
2. 当社が前月末までに変更の通知を受領した場合、翌月から契約種別が変更されます。ただし、オプションサービスのうち、設定手続き等のためにサービスの提供開始までに一定の期間を必要とするものに関しては、契約種別の変更とオプションサービスの提供開始の時期が異なる場

合があります。

3. 契約種別の変更に伴い保証金の追加差し入れが必要な場合は、契約会員は、当社が指定する期日までに当社指定口座に入金するものとします。
4. 契約種別の変更に伴い保証金の返金が必要な場合は、当社は、変更前の保証金と変更後の保証金の差額を契約種別が変更された月の翌月末までに契約会員の指定する銀行口座に振り込み返金します。
5. 契約種別の変更は、年2回までとします。

#### 第9条（届出事項）

1. 契約会員は、次の各号に該当する事実が発生したときは、遅滞なくその旨およびその内容を当社が指定する方法にて当社に対し届け出るものとします。
  - ① 代表者、商号、その他定款規定事項または登記事項に変更があったとき
  - ② 住所または本店の所在地を変更したとき
  - ③ 事業譲渡または会社の組織変更があったとき
  - ④ 資本構成に重大な変更があったとき
  - ⑤ 電話番号、FAX番号、またはメールアドレスを変更したとき
  - ⑥ 郵便物の転送先住所を変更したとき
2. 前項の通知を契約会員が怠ったため、当社からの通知または書類等の延着または未達が発生した場合、通知または書類等は、本利用約款第10条第2項に基づき到達したものとみなされると共に、万が一、会員に何らかの損害が発生した場合でも、当社は、一切責任を負いません。

#### 第10条（通知）

1. 本利用約款に基づく当社からの通知およびこれに関連する当社から契約会員に対するすべての通知は、契約会員が当社に届け出た会員の住所、電話番号、FAX番号、またはメールアドレスに対して行うものとします。
2. 前項に基づく通知が、会員の所在不明など会員の責に帰すべき事由により到達しなかった場合には、その発送日から2週間を経過した日に、当該通知が到達したものとみなします。

#### 第11条（契約会員による利用契約の解約）

1. 契約会員は、利用契約の解約申請を当社が指定する方法にて行う必要があります。その他の手段による解約申請は受け付けられません。
2. 契約会員からの解約申請に基づく利用契約の解約日は、希望月の末日とし、月中での解約はできないものとします。
3. 利用契約の解約申請は、希望月の前月末までに当社が受領していることが必要とされます。
4. 本施設において本店登記を行っている契約会員については、移転登記の写しが当社に提出された後に、解約申請を受け付けます。
5. オプションサービスについては、サービス終了の手続きの都合上、解約月の末日を待たずして利用が停止される場合があります。
6. 保証金の返金は、利用契約の解約月の翌月末に契約会員の指定する銀行口座への振込により行います。振込先銀行口座情報に不備があり、かつ、当社が合理的な手段で契約会員に連絡をとることができなかった場合、保証金の返金を受ける契約会員の権利は、消滅するものとします。
7. 利用契約期間内において未払料金または支払遅延損害金等（以下「未払料金等」という。）がある場合は、未払料金等の金額を保証金から差し引きます。未払料金等の合計額が保証金の額を上回る場合、契約会員は当社に対し、当社が指定する日までに未払料金等と保証金の差額を支払う義務があります。未払いのまま利用契約が終了した場合でも契約会員の債務は消滅しません。
8. 会員は、第15条に基づく当サービスの休止・廃止の場合は、当サービスの利用に関する一切の権利を失うものとします。
9. 当社は、利用契約の終了に伴い、会員が当社に提出した書類および会員にかかる情報を、一定期間をもって消去または破棄するものとし、会員またはいかなる第三者に対しても、これらの書類および情報の返却を行いません。

#### 第12条（権利義務の譲渡などの禁止）

会員は、本利用約款により生じる一切の権利義務（債権および債務含む）の全部または一部を、第三者に譲渡または担保の用に供してはなりません。

#### 第13条（禁止または制限される行為）

1. 会員は、対象スペース内の設置物を移動する場合は、事前に当社の許可を得なくてはなりません。
2. 当社または会員は、利用契約の有効期間中および終了後6ヶ月間、本施設内にて雇用される相手方の従業員に雇用を申し出ることとはできません。
3. 会員は、本建物および本施設内（本建物共用部を含む、以下同様とする。）において、本利用約款および当社が別途規定する利用規程等において禁止する行為および本施設に損害を及ぼす行為を行ってはなりません。

#### 第14条（当社による利用契約の解除）

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、契約会員に対して通知、催告その他の手続きを要することなく、直ちに利用契約を解除

することができます。

- ①利用契約の締結の際に提出される申込書に不正や虚偽の申告があったとき
  - ②利用契約を継続しがたい重大な違反行為があり、当社が会員に対し是正を求める催告をしたにもかかわらず、是正されないとき
  - ③利用料金の支払いを怠ったとき
  - ④他の会員など、当サービスの利用者に対し、著しい妨害や損害を与えたとき
  - ⑤本施設および対象スペースを故意または重大な過失により毀損したとき
  - ⑥本利用約款に違反したとき
  - ⑦著しく当社の信用を失墜する事実があったとき
  - ⑧暴力団もしくは極左・極右暴力集団の構成員またはこれらの支配下にある者の関係者であることが判明したとき、またはその恐れがあると当社が判断したとき
  - ⑨一見して暴力団関係者と認められるような服装や態度で、本建物の室内外にて徘徊、放歌、高吟するなどにより、他の利用者または近隣住民に不安を抱かせるような行為をしたとき、または実際に暴力を用いたとき
  - ⑩個人破産を含む倒産手続の申立てをしたとき、もしくは受けたとき、または銀行取引停止処分を受けたとき
  - ⑪犯罪収益移転防止法の規定による住所確認ができないとき
  - ⑫入会時の審査で申告した事業内容以外の事業を無断で行ったとき
  - ⑬登録された緊急連絡先や登録されたメールアドレスに継続して連絡が取れないとき
  - ⑭当サービスの利用状況や被害の申し出などから、刑事事件に関与していることが疑われるとき
  - ⑮本建物または本施設に居住または宿泊していることが判明したとき（明らかに居住または宿泊を目的に当サービスを利用しようとしていると当社が判断したときを含む）
  - ⑯本建物または本施設内に私物を放置または残置していることが判明したとき（ロッカーに保管している場合を除く）
  - ⑰主務官公庁より営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消し処分を受けたとき
  - ⑱アダルト・ギャンブル・ネットワークビジネスに関するビジネスを行っていることが判明した時
  - ⑲政治活動、宗教活動を行っていることが判明した時
  - ⑳その他、当社が利用契約を解除すべきと判断したとき
2. 契約会員は、利用契約終了後において当社に対して債務を有する場合は、当社が指定する日までにこれを支払う義務があります。未払いのまま利用契約が解除された場合でも、契約会員の債務は消滅しません。
  3. 本条に基づく契約解除の場合は、保証金は違約金の一部とし、返金されません。

#### 第15条（当サービスの休止・廃止）

1. 当社は、次の各号いずれかに該当する場合、当サービスの全部または一部の休止、中断または廃止を行えるものとし、その場合、当社は、休止日、中断日または廃止日をもって利用契約の全部または一部を解約することができるものとします。なお、第2号から第4号に該当する場合は、事前の予告なく休止、中断または廃止することができるものとします。
  - ①理由の如何を問わず廃止日の60日前までに会員に通知したとき
  - ②巨大な天災地変などの不可抗力により当サービスを提供できないとき
  - ③サイバーテロ、システム妨害などの第三者による攻撃により、システム運営が困難になったとき
  - ④その他当社が当サービスの提供が困難と判断したとき
2. 前項に基づき当サービスの全部または一部の休止、中断または廃止をする場合、当社は契約会員に対し、当サービスの利用を供している分の料金を日割または回数計算にて請求するものとします。ただし、7営業日の当サービスの休止または中断の場合は、月額利用料金の全額を請求するものとします。また、当社は、前項に定める事由のいずれかにより当サービスを提供できないことより利用者またはその他の第三者が被害を被った場合、一切責任を負わないものとします。

#### 第16条（サービス提供の停止・契約解除の通知）

当サービスの提供の停止または契約の解除については、当社は会員に対し、契約会員が届け出た連絡先メールアドレス宛でのメール、および契約会員が届け出ている住所宛での書面で、効力発生日を通知して行うものとします。

#### 第17条（施設の移転）

当社は、1ヶ月前に契約会員に通知することにより、本施設を移転することができるものとします。また、移転に伴い会員に発生する費用は、会員の負担とします。

#### 第18条（免責事項）

当社は会員に対し、利用契約、当サービス、または本施設に関連して会員が被るいかなる損失・損害についても、当社の故意または重大な過失に基づいて発生した損失・損害を除き、一切の責任を負いません。また、当社は、故意または重大な過失によるものでない限り、機械故障、

従業員のストライキ、スタッフによる遅滞もしくは不履行、本建物における当社の権益の終了またはその他の原因により、当社が当サービスを提供できないために利用者に生じた損失・損害に対し、一切の責任を負いません。会員は当社に対し、直接損害、間接損害、懲罰的損害、特別損害、または結果的損害の請求権を放棄しこれらの請求をしないことに明示的かつ具体的に同意するものとします。なお、この損害には、事業上の損失、収益損失、利益損失、またはデータ損失で、理由を問わず利用契約から生じるまたは利用契約に関連して生じるいかなる損害、利用契約に基づき提供される当サービスの提供不履行、当サービスに関する過失もしくは怠慢、郵便物転送の配達遅延その他の物品（郵便物、荷物など）の配達不履行、その他当サービスから生じるいかなる損害をも含みますが、これに限定されるものではありません。

### 第19条（当サービスの再委託）

1. 当社は、会員に対する当サービスの提供に関して、必要となる業務の全部または一部を当社の判断にて第三者に委託することができます。この場合、当社は、委託先に対し、委託業務遂行に必要な義務を負わせるものとします。
2. 前項の場合、当社は、委託先の故意または重大なる過失により会員が被った損害については、責任を負わないものとします。

## 第二章 利用料金

### 第20条（利用料金）

1. 利用料金とは会員によるすべての当サービスの利用によって発生する料金の総計の金額を指します。
2. 契約会員は当社に対し、当社からの請求に基づき、利用料金を支払うものとします。
3. 当社に対する支払いは、すべて当社が指定する方法にてなされるものとします。
4. 契約会員からの依頼がない限り、領収書は発行されません。

### 第21条（入会金）

1. 契約会員は当社に対し、入会時において、別途定める入会金を支払うものとします。入会金は、入会時の登録のための手数料として当社に生じる費用であり、預託金の性質はなく、いかなる理由によっても、一度支払われた入会金は返金されません。
2. 契約会員は、契約種別を変更する場合、当社に対して入会金の差額を支払うものとします。ただし、入会金が少ない契約種別に変更する場合には、その差額の返金は行われません。
3. 契約会員は、一度退会した後に再度入会を希望する場合は、当社に対して、あらたに入会金を支払うものとします。

### 第22条（基本料金およびオプションサービス料金）

1. 契約会員は当社に対し、当サービスの対価として、毎月、「サービス料金表」に記載された基本料金を支払うものとします。
2. 初回1ヶ月分の基本料金は、入会日の属する月の実日数に関わらず、下記の金額をとなります。

	入会日	「サービス料金表」に記載された金額
パーチャルオフィスメンバー	すべての日	1ヶ月分
シェアオフィスメンバー	1日から15日	1ヶ月分
	16日から月末	半月分
ナイトメンバー	すべての日	1ヶ月分
ウィークエンドメンバー	すべての日	1ヶ月分
ナイト&ウィークエンドメンバー	すべての日	1ヶ月分

3. 基本料金には、当サービスを利用するための料金に加え、以下の費用が含まれるものとします。
  - ① 本施設内および本建物共用部の上下水道、光熱、空調に関する費用
  - ② 本施設内および本建物共用部のトイレ清掃および衛生、環境維持費用
  - ③ その他本施設および本建物共用部の施設および設備の維持管理費用
4. 当社は、維持管理費用などの増減により基本料金が不相当となったと判断したとき、または消費税率が変更されたときなどは、基本料金を改定することがあります。
5. 基本料金の支払い方法は、当社が指定する方法によるものとします。また、支払の時期は、当月分を翌月の指定日までに支払う後納制となります。なお、月中に途中退会することはできません。また、一旦支払った基本料金は、理由の如何を問わず返金されません。当社は、支払い方法の変更、収納代行業者の変更、またはその他の理由により、支払い時期を変更することができます。

### 第23条（保証金）

1. 契約会員は当社に対し、利用契約の締結に際して、保証金を預託するものとします。預託された保証金は、利用契約および本利用約款に基づく会員のすべての義務履行に対する担保として、当社がお預かりします。なお、保証金に利息は付されません。
2. 保証金の返金に際しては、保証金から未払利用料金その他契約会員から当社に支払われるべき金額を差し引いた上、当社と契約会員との間で清算が終了し、返済すべき額が定まった後、当社の指定する期日に契約会員に返金するものとします。当社は、保証金の残高が当社が設定し

た基準を下回る場合、未払利用料金の額が保証金残高を上回る場合、または契約会員からの支払いの遅延が頻繁に生じた場合には、契約会員に対して、保証金の増額を請求することができるものとします。

- 保証金の返金は、契約会員の指定する銀行口座に振り込みます。
- 契約会員が指定する銀行口座に不備があり振込が不能な場合で、かつ、当社が契約会員が届け出た連絡先に連絡をしても連絡が取れない場合、解約日から起算して3ヶ月が経過した日をもって、契約会員の保証金の返還請求権は消滅するものとします。

#### 第24条（消費税・振込手数料）

本利用約款に定める当サービスに関わるすべての料金には、別途消費税および地方消費税がかかるものとします。また、振込に要する手数料は、契約会員の負担とします。

#### 第25条（計算単位）

該当月の日数に関わらず、1ヶ月の日数は、すべて30日として計算します。

#### 第26条（遅延損害金）

契約会員は、本利用約款に基づく金銭債務について、その履行を遅延したときは、次の各号の規定に従って当社に対し遅延損害金を支払わなければなりません。

- 遅延損害金の利率は年14.6%（実質年利）とします。
- 遅延損害金の計算方法は、次の通りとします。

金銭債務の額×遅延損害金の利率÷365日×支払期日経過日数

#### 第27条（違約金）

- 会員が本利用約款に違反し、当社から警告・注意を受けても改善しない場合、当社は契約会員に対し、違約金として当サービスの利用料金の合計6ヶ月相当額を請求できるものとします。なお、当社は契約会員に対し、会員の違反行為により当社および他の利用者が被った損害額が違約金の額を超える場合は、その差額を請求できるものとします。
- 契約会員が支払期日までに利用料金を支払わない場合、契約会員は当社に対し、前項に基づく遅延損害金を支払うものとします。契約会員が当社からの請求額の一部について異議があり、支払を行わない場合であっても、異議のない部分については、支払期日までに支払いがなされないときは、支払遅滞とみなし、遅延損害金が課されるものとします。契約会員が遅延損害金を含めて当社に対する支払いが遅滞した場合、または会員が利用契約および本利用約款に基づく債務の履行につき不履行の状態にある場合には、当社は、当社の判断において、当サービスの一部または全部の提供を停止（郵便物・宅配便の受け取り拒否、電話転送、施設内への立ち入りの禁止を含む）することがあります。
- 契約会員の指定する銀行口座の残高不足により、契約会員が指定する支払手段による決済が不能となった場合においても、契約会員は、前条に基づく遅延損害金を支払うものとします。
- 本利用約款第14条の規定に基づいて利用契約が解除された場合、当社は、契約が解除された時点で会員が有している優待割引、プロモーションその他特別キャンペーンなどの特典を消滅させることができるものとします。

### 第三章 施設

#### 第28条（使用範囲および使用形態）

- 当社は会員に対し、本施設および施設に付帯する設備の使用を本利用約款および当社が別途定める利用規程等に則り使用することを認めます。
- 会員は、対象スペースを現状のまま使用するものとします。
- 会員は、本施設が当社と本建物所有者との賃貸借契約に基づき、本建物所有者が所有する本建物の一部において、当社により運営されている施設であることを理解し、本施設および本建物共用部の使用に当たっては、本条第1項に加えて、本建物所有者が定める本建物館内規則その他本建物所有者規約（以下、「本建物所有者規約」という。）に定める内容を遵守するものとし、当社または本建物所有者から本施設の使用に関して指示があった場合は、これに従い使用するものとします。

#### 第29条（本施設の使用に関すること）

会員は、本利用約款において使用とは、対象スペースの使用を許可し、本施設内の設備などの使用を認めることであって、本施設または対象スペースの排他的な占有権限を与えるものではないことを確認し、また、本利用約款に基づく利用契約の締結および「ナレッジソサエティ」への入会は、建物賃貸借契約には該当せず、したがって、借地借家法の適用はないことを確認します。

#### 第30条（私物の管理）

- 会員は、私物を本施設に放置せず、自らの責任で管理するものとします。本施設は、不特定多数が利用する場所であり、万が一、会員の私物に紛失、盗難、破損、汚染などが生じても、当社は一切責任を負わないものとします。
- 本建物および本施設内に忘れ物、持ち主不明の物があり、当社がこれらを一定期間（ただし、原則として1ヶ月以内とする）保管し、当社所

定の方法によりその旨を会員に告知したにも関わらず、会員が当該物の引取りを拒否した場合または持ち主が名乗り出なかった場合、当社は、当該会員の費用負担または当社の任意の判断でこれらを処分できるものとします。

### 第31条 (修繕費の分担)

1. 当社および本建物所有者は、本施設または本建物において、次に記載する修繕を行います。
  - ① 本施設および本建物共用部の躯体ならびに付属施設の維持保全に必要な修繕
  - ② 電気・水道などのインフラ設備に関する修繕
  - ③ 本施設および本建物共用部にある情報設備に関する修繕
  - ④ 本施設および本建物共用部の修繕
2. 会員は、本施設および本建物について修繕を要する箇所を発見したときは、速やかに当社に通知するものとします。
3. 会員の故意または過失による、または、不適切な使用方法に起因することが明らかな本施設または本建物の故障または損傷にかかる修繕については、当社は契約会員に費用負担を求めることができます。
4. 当社または本建物所有者が第1項の規定に基づく修繕を行う場合、当社は、あらかじめ、その旨を会員に通知します。この場合において、会員は、当該修繕の実施を拒否することができません。
5. 当社および本建物所有者が本施設および本建物共用部（付帯設備を含む）の修理、改修または増築のため、対象スペース、本施設、本建物共用部の全体または一部の使用を中止する必要があると認めるときは、当社は会員に対し、対象スペースまたは本施設の全体もしくは一部の使用中止を要請することがあります。この場合において、会員は、当該使用中止の要請を拒否することができません。
6. 会員は、故意または過失により、対象スペース内、本施設内、本建物共用部を破損したときは、直ちに当社に届け出るものとします。届出が遅れたため生じた損害について、当社は会員に対し、損害賠償請求をすることができるものとします。

## 第四章 雑則

### 第32条 (変更・増改装等)

消防法などの関係法令の改正、監督官公庁の行政指導その他の事由により、または当社の判断により、本施設の設備などに関して大幅な変更・増改装等を必要とする場合、当社は、契約会員へ事前に通知することにより変更・増改装等を行うことができるものとします。

### 第33条 (イベント・コミュニケーション)

1. 会員は、当社または当社の承諾を得た会員が主催するセミナー、パーティ、イベントなど（以下「イベントなど」という。）が本施設内において行われる場合があること、および、本施設のすべてを利用して開催されるイベントなどの開催中において、通常の使用ができない場合があることについて同意するものとします。なお、当社の承諾を得た会員が主催するイベントなどは、本施設内の「イベントルーム」・「アレンジメントルーム」の一部を利用して開催されるものとします。
2. 当社は、イベントなどが開催される場合には、事前に会員へ告知するものとします。また、イベントなどによって施設の利用が制限される場合においても、当社は契約会員に対して、利用料金の返金はいたしません。
3. 会員は、本施設において自らイベントなどの実施を希望する場合、当該イベントなどの内容の詳細について、当社と事前に相談するものとし、当社がそのイベントなどが本施設の主旨に合致すると認める場合は、「イベントルーム」・「アレンジメントルーム」の一部を利用することができるものとします。実際の利用に際しては、会員は、当社が定めるその他規程などに則り利用するものとします。なお、イベントなどの開催に際しては、別途利用料金が必要となることがあります。

### 第34条 (IDおよびパスワードの管理および利用)

1. 契約会員は、当社が契約会員に対して通知する当社のオンラインサービスで使用するためのユーザ ID およびパスワードなどについて、責任をもって管理するものとします。
2. 契約会員は、ユーザ ID またはパスワードを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買、質入などいかなる行為も行わないものとします。
3. 当社は、当社の故意または重過失によらないユーザ ID およびパスワードの盗難、漏洩、不正使用などにより会員に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

### 第35条 (秘密情報)

1. 本利用約款において「秘密情報」とは、会員自らが秘匿したい情報の全て、かつ、契約期間中に、会員が知り得た当社または他の会員に関する有形無形の技術上、営業上、その他一切の情報をいいます。
2. 本施設は、不特定多数が利用する施設であり、会員のみならず第三者との間で絶えず様々な情報交換がなされます。したがって、会員は、自らの責任で秘密情報を管理するものとし、万が一、会員の秘密情報が漏洩した場合でも、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 「ナレッジソサエティ」への入会に際し、会員より開示を受けた個人情報（個人情報保護法第2条に定める個人情報をいう。以下同じ。）について、当社は、当社のプライバシーポリシーに則り管理するものとします。

4. 本条の規定にかかわらず、次の各号に該当することを会員が証明することのできる当社または他の会員の秘密情報は、秘密情報には含まれないものとします。
- ① 開示の時点ですでに公知の情報、またはその後会員の責によらずして公知となった情報
  - ② 会員が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
  - ③ 開示の時点ですでに会員が保有している情報
  - ④ 会員が開示された情報によらずして独自に開発した情報
  - ⑤ 当社が第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報

### 第36条（守秘義務）

1. 会員が契約期間中に他の会員の秘密情報を知ってしまった場合、会員は、善良な管理者の注意をもってその秘密情報を厳重に秘匿する義務を行い、その開示をした当該会員の許可なくソーシャルネットワークサービス（SNS）や、自身のホームページやブログなど、一切のネット上あるいはその手段の如何によらず、第三者に開示し、または漏洩、公開もしくは利用してはなりません。万一、会員が本項規定に違反した場合、当社は、一切責任を負いません。
2. 会員は、裁判所や官公庁などの公的機関より当社の秘密情報の開示を要求された場合は、直ちに当社に通知するものとし、法的に開示を拒めない場合は、当該秘密情報を開示することができます。また、その場合、会員は、当該秘密情報の機密性を保持するために最善の努力をするとともに、当社に対し、当該秘密情報を保護するための合理的手段をとる機会を与えるものとします。
3. 会員は、秘密情報について、複製・複写などの行為を行ってはなりません。

### 第37条（合意管轄）

当社および会員は、本利用約款に基づく利用契約に関し紛争が生じたときは、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意します。

### 第38条（規定外事項）

本利用約款に定めのない事項および利用契約の解釈に疑義を生じたときは、当社および会員は、誠意をもって協議し、その解釈にあたるものとします。

### 第39条（反社会勢力の排除）

1. 利用者が次に掲げる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当する場合には、本施設を利用することはできません。また、会員は、本施設を反社会的勢力の事務所、活動拠点、その他法令に違反したまたはおそれのある行為を行うための場所として利用することはできません。
  - ① 「暴力団による不当な行為の防止などに関する法律」第2条に定義する暴力団、指定暴力団および指定暴力団連合、集团的または常習的に違法行為などを行うことを助長するおそれのある団体、およびこれら団体に属している者、その他暴力団排除条例などにに基づき暴力団排除の対象とされている団体または個人、ならびにこれらの者と取引または関係性を有する者。
  - ② 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき処分を受けた団体、および該当団体に属している者、ならびにこれらの者と取引または関係性を有する者。
  - ③ ①または②の団体に類する団体および当該団体に属している者（総会屋、会社ゴロなど企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為などを行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える団体および個人を含むがこれらの者に限らない）、ならびにこれらの者と取引または関係性を有する者。
  - ④ 「風俗営業などの規制および業務の適正化などに関する法律」第2条第1項に定義する風俗営業および同条第5項に定義する性風俗関連特殊営業、その他これらに類する業を営む者。
  - ⑤ 「組織的な犯罪の処罰および犯罪収益の規制などに関する法律」に定める犯罪収益など隠匿および犯罪収益など収受を行いまたは行っている疑いのある者またはこれらの者と取引のある者。
  - ⑥ 「貸金業法」第24条第3項に定義する取立て制限者またはこれらに類する者、または、これらのいずれかに該当する者を役員、従業員または親会社その他の関係会社として有する法人。
2. 会員は、第1項に定める事項に関する当社による調査に協力するものとし、当社からの要請がある場合、当該調査に必要な情報を当社に提供するものとします。また、会員は、当該調査のために当社が提供を受けた契約会員、正会員、サブ会員、およびゲストの情報（個人に関する情報を含むがこれに限らない）を警察などの捜査機関を含む第三者に提供することをあらかじめ異議なく承諾するものとします。

### 第40条（準拠法）

本利用約款およびこれに基づく利用契約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本国法を適用します。

以上、会員は、本利用約款を遵守するものとし、かつ、公序良俗に反することのないよう、本施設の運営が円滑に行えるように当社および他の会員と協力し合うものとします。



平成25年11月24日 制定・施行

平成26年 9月 1日 改訂

平成26年12月 1日 改訂

平成27年 4月27日 改訂

株式会社ナレッジソサエティ

## K Sフロアサービス規約

### 第一章 施設

#### 第1条（休業日と営業時間、平日について）

1. 本施設の休業日は祝祭日および12月29日から1月3日です。但し、社員研修、本施設の維持管理等、必要な場合は、休業する場合があります。予めご承諾下さい。
2. 本施設の営業時間は(以下、「営業時間」という。)は午前9時～午後10時です。
3. 1階、正面玄関の利用時間は下記となります。

平日	9:00～18:00
土曜日	10:00～16:00
日曜日、祝日	利用できません

上記の時間以外は、正面玄関裏の通用口をご利用ください。

4. 台風や雪の悪天候、不可抗力な自然災害等の理由により、営業時間を変更する場合があります。その際も、利用料金の返金等はないものとします。

#### 第2条（本施設全般の注意事項）

1. 本施設へ入退室する際には、セキュリティカードをご利用ください。各チェックポイントでは、利用ログを記録していますので、一人ずつセキュリティカードをかざして通行してください。  
各メンバーが使用できる時間帯は下記の通りとなります。

メンバーシップ	時間帯
バーチャルオフィスメンバー	すべての営業時間内
シェアオフィスメンバー	すべての営業時間内
ナイトメンバー	午後6時～午後10時
ウィークエンドメンバー	土・日の午前9時～午後10時
ナイト&ウィークエンドメンバー	平日の午後6時～午後10時 土・日の午前9時～午後10時

2. 会議用施設を除き、16歳未満の方の入館はお断りします。
3. 利用者は、本施設を利用して執務や第三者に迷惑を及ぼさない範囲で作業を行うことが可能です。机・椅子等の移動、私物を置くことで長時間占有（場所取り）等を行ってはなりません。また、一度に一人で複数席使用することも禁止します。短時間（15分以内）の退出を除き、私物を放置しての外出はお断りします。
4. 当社にて、本施設内の席のご予約、空き状況などの詳細な確認はいたしません。また本施設はシェアオフィスのため、満席の時は利用することが出来ません。その場合でも、当社に対して異議を申し立てること、本会員制度の入会金および基本料金などの利用料金の返還、その他一切の請求などを行うことはできないものとします。
5. 本施設内は全面禁煙です。
6. 本施設内の飲酒は禁止します。ただし、例外的に、当社が認めた本施設内におけるイベントや交流会、パーティーに関してはその限りではありませんので事前にご連絡ください。如何なる場合においても法律に則り未成年の飲酒は厳禁です。食事に関しては「ブレイクエリア」をご利用ください。

・飲食可否表

場所	飲み物	施設内で販売している食べ物	持ち込みの食べ物
コンセントレーションエリア	○	×	×
コラボレーションエリア	○	×	×
ミーティングシート	○	○	×
ソファルーム	○	○	○
アレンジメントルーム	○	○	○
イベントルーム	○	○	○
KS スタジオ	△	△	△
ブレイクエリア	○	○	○

飲食可能スペースにおいても他人の迷惑になる可能性のある食事（ニオイがきつい食品等）は禁止します。その他のスペース内における食事は、厳禁ですのでご注意ください。KS スタジオの機材を使用して、スタジオ内外での飲食シーンを撮影する場合は、別途保険料を支払っていただく必要があります。

7. 営業時間内に利用者の迷惑にならないよう注意を払い、清掃作業を行います。
8. ゴミ処理に関し、利用者は本施設に設けられた共同ゴミ箱に分別して廃棄するものとします。ただし一度に大量のゴミが出る場合や、生ゴミなどの臭いが出るものは持ち帰るものとします。

### 第3条（本施設内のエリア）

1. コンセントレーションエリア
  - ・ 静かな環境で、集中して執務をすることを目的としたエリアです。
  - ・ 電話や打ちはわせは禁止します。
  - ・ 食事は禁止します。ただし、他の利用者の迷惑にならない範囲で飲み物を飲むことは可能です。
  - ・ 会員およびサブ会員のみが利用可能です。ゲストの方は立ち入りを禁止します。
  - ・ 椅子を所定の位置から移動させることを禁止します。
  - ・ 女性専用エリア内への男性の立ち入りは禁止します。
2. コラボレーションエリア
  - ・ 執務や打ち合わせをするとともに、会員同士での交流を図ることを目的としたエリアです。また、他の利用者の迷惑にならない程度で電話を使用することも可能です。マナーモードにする等周りへの配慮を徹底するものとします。
  - ・ 食事は禁止します。ただし、他の利用者の迷惑にならない範囲で飲み物を飲むことは可能です。
  - ・ 大声での会話、大きな音を発する機器の使用等は禁止します。
  - ・ ゲストを招いての打ち合わせが可能です。ただし、机・椅子等を移動して大人数での会議等スペースを占有することは禁止します。大人数の会議、打ち合わせは会議用施設をご利用ください。
  - ・ 16歳未満の方の立ち入りは禁止します。
3. ブレイクエリア
  - ・ 飲食が可能です。ただし、備え付けの電子レンジでの加熱以外の調理は禁止します。また、著しく臭気の出る飲食物は禁止します。

- 冷蔵庫に持参したものを保存することは可能ですが、著しくスペースを占有しないものとします。また、毎営業日の閉館時に残置されているものは当社で廃棄をいたします。ただし、翌日に利用する場合等には事前にご相談ください。如何なる場合も紛失や盗難等につきまして、当社は一切の責任を負わないものとします。
  - モバイルフォンシートは通話時のみご利用ください。作業スペースとしての利用、仮眠するスペースとしての利用等、通話以外の目的で利用することを禁止します。
  - フリードリンクの飲料をイベントルームやKSスタジオで開催するイベントの飲み物として来場者に提供することは禁止します。
  - フリードリンクはメンテナンスの為に閉館1時間前よりご利用できません。
4. パウダールームおよびファーストエイド
- パウダールームは、身だしなみを整える目的でご利用ください。
  - 使用したものはゴミ箱に捨て、他の会員が快適に利用できるよう配慮を徹底するものとします。
  - スタジオ撮影等のために、オプションで利用される方がいる場合は、他の会員は一時的に利用できない可能性があります。また、男性が利用する可能性があります。
  - 体調不良時の一時的な休憩のためにパウダールームをファーストエイドとして利用することが可能です。
  - 1回のご利用時間は2時間までとし、それ以上の連続利用はお断りします。2時間以上体調不良が続く場合は、ご帰宅されるか病院に行ってください。当社は利用者の健康状態には一切の責任を負わないものとします。
5. ライブラリー
- 会員のビジネス拡大に役立つ書籍等を閲覧できる設備です。
  - 施設内での閲覧は自由ですが一度に大量の書籍等を専有することは禁止します。
  - 新聞、雑誌、書籍等はご自由にご覧ください。ただし本施設外への持ち出しをするときは、フロントにて所定の手続きを行ってください。1回につき1冊までとし、期間は1週間とします。また、紛失された場合は実費を支払うものとします。
  - 希望者は会員自身の著書を設置することが可能です。ただし、会員の著書に汚れや破損および紛失等が起こった場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
6. バックエリア
- ドキュメントワークテーブルを必要とする作業のみを許可します。コンセントレーションエリア・コラボレーションエリア・会議用施設で想定される利用法と同じ作業は禁止します。飲食や休憩・睡眠等も禁止します。該当エリアが満席であった場合も同様です。
  - コートハンガーは自由に使用可能ですが、管理は自己責任で行ってください。当社は紛失や盗難等につきましては一切の責任を負わないものとします。
  - 文具等は自由に使用可能ですが、使用したものは元の場所に戻してください。
  - 作業は安全に十分注意を払い行ってください。作業中の怪我等について当社は一切の責任を負わないものとします。
7. 複合機
- コピー、プリンター、スキャナー機能を利用できるWi-Fi対応の機器です。
  - USB等の貸し出しは、会員様の情報漏えいの原因となりかねませんので行いません。
  - 印刷間違いによる料金の返金等はないものとします。無料の試し刷りもできないものとします。
  - 書類等の管理は自己責任で行ってください。紛失や盗難等につきましては一切の責任を負わないものとします。
  - 情報の漏えい等につきましては一切の責任を負わないものとします。
8. 高速インターネット

- ・ インターネットの利用につきましては別途規約を設けます。

#### 9. 館内インフォメーションモニター

- ・ 希望者による宣伝をコラボレーションエリア・ブレイクエリアにて放映するための設備です。
- ・ 掲載は退会を除いては、4月1日～9月30日、10月1日～3月31日までとし、継続の有無を確認します。

### 第4条（禁止行為）

#### 1. 下記の行為を禁止します。

- ・ 禁止箇所への立ち入り。
- ・ 乗用エレベーターでの手荷物以外の物の搬出入。
- ・ 下駄・スパイク等床を傷つける履物での立ち入り。
- ・ 指定場所以外での飲食ならびに喫煙（本施設内は全面禁煙）
- ・ 本施設内で火気等の使用および危険物の持ち込み。
- ・ 他の本建物利用者、本施設利用者等に迷惑を及ぼす音、振動、臭気等を発す行為ならびに物品の持ち込み。
- ・ 本施設内の通路および階段、廊下等の共用部分を占有することや物品を置くこと。
- ・ 本建物や本施設の通路や階段、廊下および外壁等に無断で看板、ポスター等の広告物を貼る等の行為。
- ・ 本施設内にて宗教活動、政治活動を行うこと。
- ・ 本施設内での動物の持ち込み(当社の許可を得た盲導犬、聴導犬、介助犬は除く)。
- ・ 本建物または本施設の設備、器具および備品等の本建物または本施設外への持出し。
- ・ 本建物内および本施設内での調理およびそれに類する行為。
- ・ 本施設内に、宿泊、居住またはこれに類する用途で使用する行為。
- ・ 公序良俗に反する行為、その他、本建物所有者ならびに当社が不適切と判断する行為を行うこと。
- ・ 自転車、二輪車、自動車にて来館すること。
- ・ 当社、他の利用者、または第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害すること。
- ・ コンピューターウイルスその他の有害なコンピュータープログラムを含む情報を送信すること。
- ・ 当社の許可なく、本建物および本施設の増改築、使用目的を変更するような修繕、またはこれに造作を加えること。
- ・ 事前に当社の許可を得ずに行う写真および動画の撮影ならびに録音。
- ・ 虚偽の風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、当社およびその関係会社の業務を妨害する行為、ならびにその恐れのある行為。
- ・ 酩酊状態で本建物または本施設を利用し、当社から本施設内での座席等の利用サービス提供を受けること。利用可否については当社が判断いたします。
- ・ 当社が行う事業と類似・競合する事業を行うこと。
- ・ その他当社が不適切と判断した行為

## 第二章 基本サービス

### 第5条（登記及び住所利用）

1. バーチャルオフィスメンバー、シェアオフィスメンバーは当社の住所を本店登記及び名刺等への記載に利用することができます。
2. 利用可能なものは住所のみであり、当社の電話番号をホームページや名刺に記載することはできません。
3. ナイトメンバー、ウィークエンドメンバー、ナイト&ウィークエンドメンバーは当社の住所を本店登記及び名刺等への記載に利用す

ることはできません。

### 第三章 オプションサービス

#### 第6条（総則）

1. オプションサービスの新規申込は随時可能です。プラン変更の申請は月1回のみ任意の日に可能です。
2. 解約は、当月末までに申請をしてください。ただし、システムの都合上、月末までに処理が間に合わない場合は、翌月の解約とさせていただきます。

#### 第7条（郵便物の取り扱い）

1. 郵送物の転送は、リアルタイム転送、ウィークリー転送、マンスリー転送、スポット転送、バイク便転送のサービスがあります。リアルタイム転送は、当社の最善の努力においてできる限り素早く転送するサービスです。郵便物の量、郵便業者の集配スケジュール等により、転送できる時間および日程が変動することがあります。
2. 上記の契約内容の方は来社による受け取りができません。
3. 当社のもとに到着した利用者の郵便物・宅配物は、契約内容に基づき利用者へ送付いたします。ただし、当社が郵送した郵送物が合理的な方法で受け取りが実現しない場合は、2ヶ月を期限として破棄するものとします。
4. 海外への転送は事前に当社指定の業者に着払いの手続きをしていただきます。
5. 宅配便につきましては別紙の郵便物早見表をご覧ください。カウンターでの受け取りはできません。
6. 当社が管理する利用者宛の郵便物・宅配物が、天災、火災、盗難、テロ、その他不慮の事故等の不可抗力で汚損・滅失等した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
7. 契約終了後の郵便物・宅配物の受け取りおよび保管については、当社は一切の責任を負わないものとします。
8. 当社のもとに到着する利用者宛の郵便・宅配物において、以下の物品については受け取らず、不在票で対応します。また、受け取り不可の物品について損害が発生した場合についても、当社は一切の責任を負わないものとします。
  - 現金書留、内容証明、本人限定受取郵便。
  - 裁判所等から送達された公的または法的な書類、その他の重要書類。
  - 壊れ物、貴重品（現金、有価証券、美術品、宝石、貴金属類、印章、通帳、個人名義のキャッシュカード、クレジットカード等を含む）。※KSフロア住所にて法人登記された法人宛のキャッシュカード、クレジットカードは除く。
  - 生もの、冷蔵・冷凍が必要なもの。
  - 生き物、湿気、臭気を発する物品、その他不潔な物品。
  - 危険物（銃器、刀剣類等法令に違反する物品、揮発性・発火性を有する物品・薬物等を含む）、違法な薬物・薬品。
  - 代金引換によるもの、着払いのもの。
  - 3辺の合計が120cmを超えるもの。
  - 一度に多量の郵便物、小包等。
  - 前各号のほか、法令に違反するもの、および当社が適当でないと判断したもの。
9. 当社の住所を大量に送付するDM等の差出元、および申込書類の返送先に利用することはできません。
10. 当社からの会員宛への連絡事項等送付するべきものを転送郵便物に同封して送付することがあります。
11. 郵送物の送付等に使用する配送業者は当社が選定したものを使用します。

#### 第8条（私書箱）

1. 当社がお預かりした利用者宛の郵便物を受け取るためのサービスです。
2. 必ず施錠をしてください。開錠したまま放置された場合の郵便物の紛失や盗難等につきましては当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 月に1度、当社が指定した日に私書箱内の郵送物すべてを利用者に送付いたします。ただし、オプション契約をした会員はこの限りではありません。
4. オプションサービスのリアルタイム転送との併用はできません。

#### **第9条（専用ロッカーの使用）**

1. 当社サービスを利用する目的の範囲内でご利用ください。
2. 又貸しが発覚した場合、即時ロッカーのご利用を停止し、オプション契約を解除いたします。
3. 解約月の最終日に、清掃・点検を行うためロッカーを開閉いたします。
4. 会員は、専用ロッカー返還の際に必ず原状回復義務を負い、残置物を残してはなりません。利用期間を越えた残置物は着払いにて送付し、手数料1000円を請求いたします。
5. 会員が使用料を速やかに支払われなときは契約を解除し、残置物を着払いにて送付いたします。
6. 専用ロッカー内には、貴重品、危険物、臭気を発し周りの迷惑となる物、腐敗・変質しやすい物、専用ロッカーを棄損・汚損する物、長期の保管ができない物、その他適当と認められない物は収容できません。発見次第、安全を考慮して処分または着払いにて送付いたします。
7. 施錠を必ずしてください。開錠したまま放置された収容物に関する紛失や盗難等につきましては、当社は一切の責任を負わないものとします。
8. 収容品の滅失又は棄損等の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
9. 開閉可能な時間は、当施設の営業時間に限りです。

#### **第10条（電話転送）**

1. 提供番号に掛かってきた電話を予め設定しておいた電話番号に転送するサービスです。
2. NTT東日本の番号案内サービス（104番）に提供番号を登録はできません。
3. 解約時に新電話番号案内手続きはできません。
4. 1度解約した番号は一定期間後に他の方が使用する為、再取得することはできません。
5. 電話転送サービスは以下のような場合には、利用者に事前通知することなく本サービスの全部または一部を停止または中断することができます。以下に基づき利用者に生じた損害について、当社と代行業者は一切の責任を負わないものとします。
  - ① コンピューター、通信回線等が突発的な事故により停止した場合。
  - ② 火災、停電、天災地変等の不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合。
  - ③ 本サービスに係るコンピューター・システムの点検または保守作業を定期的または緊急に行う場合（この場合は、当社は利用者に事前に連絡を行う）。
  - ④ 本契約の定めに違反する行為をした場合。
  - ⑤ その他、当社が停止または中断を必要と判断する正当な事由がある場合。

#### **第11条（電話秘書代行）**

1. 提供番号に掛かってきた電話をオペレーターが対応し、予め設定しておいたメールアドレスに代行内容を転送するサービスです。

2. 電話秘書代行サービスは以下のような場合ご利用できません。なお、この場合において解除日の属する月の利用料金その他これに準ずる料金等については返還しないものとし、代行業者への未払い債務が存在する場合は当該債務を請求するものとします。
- ① 電話内容が著しく無理難題な対応を強いられるもの、誹謗中傷等常識的な対応・問答を行えない状態が頻繁に発生するような場合。
  - ② 電話内容にクレームや暴言等が頻繁にあり、業務に大きな負担や障害が生じる場合。ただし、あらかじめ契約者よりその旨の対応依頼を受け、割増単価の適用等で代行業者が承認している場合はこの限りではありません。
  - ③ 暴力団やそれに準ずる組織・個人との関わり合いや電話対応を強いられる場合。
  - ④ 外国語や理解できない方言、特別の用語を多用されるような業務が頻繁に発生するような場合。
  - ⑤ 代行業者の業務方針や電話対応についてのクレームや注文が多く、業務運営に支障をきたす恐れがあると判断した場合。
3. 電話秘書代行サービスの利用に関して被った被害については、法律上の責任を問わず、当社、代行業者共に賠償の責任を負わないものとします。また、当社、代行業者は、以下の事由により契約者等に発生した損害についても、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。
- ① 利用者に対する報告や連絡の遅延、電話内容の聞き違いや報告内容の不備・相違等により生じた損害。
  - ② 利用者の取扱商品の注文やサービスの受付等の重要な内容を代行して聞き取りまたは伝言を受けた場合で、契約者が連絡元に対し、代行業者からの連絡内容の再確認を怠ったことにより生じた損害。
  - ③ 連絡先の無断変更により連絡を取れずに生じた損害。
  - ④ 上記以外は一切の電話代行業務遂行により発生した障害。
  - ⑤ 代行業者が提供するインターネットサービスの利用で生じた不具合ならびにウイルス、ハッキング等の第三者による不正行為による損害、当社システム環境に起因する障害。
  - ⑥ 当サービスの提供機能およびプログラムの不具合等に起因して発生した損害。
  - ⑦ 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害。
  - ⑧ 当社や代行業者が、当規約に基づき契約を解除した場合。
  - ⑨ 行政当局等による規制、ストライキ、戦争、その他あらゆる天災および不可抗力の発生に起因する場合。
  - ⑩ 再委託先の業務に関するもので、当社や代行業者に過失等の帰責事由がない場合。
  - ⑪ 利用者間または利用者の個々の紛争、利用者や発信者とのトラブル。
  - ⑫ 当社や代行業者が行う業務に関しての責に帰すべからざる事由。
  - ⑬ その他当社や代行業者の責に帰すべからざる事由。

## 第12条（本規約の改訂）

1. 当社は、随時本サービス規約を改訂することができるものとします。
2. 当社は、本サービス規約を改訂しようとする場合、電子メール又は本サービスに関する WEB サイト等にて随時、会員に告知するものとします。

平成26年 3月 2日 制定

平成26年 9月 1日 改訂

平成26年12月 1日 改訂

株式会社ナレッジソサエティ



## KS フロア会議室ご利用規約

KS フロア会議室のご利用につきましては、以下の注意事項を順守の上、適正にご利用いただきますよう、宜しく願い申し上げます。

### 第1条 利用時間および休館日

1. 利用時間は下記のとおりとなります。

シェアオフィスメンバー バーチャルオフィスメンバー	平日	9:00～22:00（会場準備や後片付けにかかる時間も含まます）
	土日	9:00～22:00（会場準備や後片付けにかかる時間も含まます）
ナイトメンバー	平日	18:00～22:00（会場準備や後片付けにかかる時間も含まます）
ウィークエンドメンバー	土日	9:00～22:00（会場準備や後片付けにかかる時間も含まます）
ナイト&ウィークエンドメンバー	平日	18:00～22:00（会場準備や後片付けにかかる時間も含まます）
	土日	9:00～22:00（会場準備や後片付けにかかる時間も含まます）

長時間使用する場合は、上記の時間帯外にも使用が可能です。ご利用の際は、当社に事前にご相談ください。

休館日 祝祭日・年末年始および当社が指定する日

### 第2条 ご予約

1. ご利用希望日の90日前からご予約を受け付け致します。
2. 予約は毎時0分、15分、30分、45分から30分単位で行うことが可能です。
3. 会員様自身で会員専用サイトから空き状況を確認後、予約をお取りください。
4. 予約は5回まで可能です。定期的なイベント開催なので、それ以上の予約が必要な場合はご相談ください。
5. 当日予約は営業開始2時間前から可能となります。

### 第3条 入退室のご注意

1. ご利用時間は、入室から退室までとなりますので、準備と後片付けも含めた時間をご予約時にお取りください。終了時刻にご退出いただけない場合、所定の延長料金を請求いたします。
2. ご利用時間の認識違いをなくすために、入室前と退室後は必ず受付に声をお掛けください。
3. ご利用時間の延長をご希望される場合は、延長時間がスタートする5分前までに会員専用サイトより予約をお取りください。ただし当日の利用状況により延長できない場合がございます。予めご了承ください。
4. 会場のセッティングは会員様ご自身でお願い致します。又、使用後は現状に復し、後片付けをお願い致します。
5. 会議室にない備品についての貸し出しは、予めご予約が必要です。但し、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。

### 第4条 予約のキャンセル・変更

1. 会員様の都合により予約をキャンセル、もしくは変更される場合は、会員専用サイトから行ってください。電話や口頭での変更またはキャンセルはお受け致しかねますのでご了承ください。
2. キャンセルにつきましては、下記の通りキャンセル料を申し受けます。

	キャンセル対象期間	キャンセル料
利用日の	90日前～8日前	なし
	7日前～前日	利用料金の50%
	当日	利用料金の100%

3. 予約の変更は1回までと致します。その際は、日時の変更のみで会議室の変更はできません。

### 第5条 各施設について

1. アレンジメントルーム A1、A2
  - ・ A1、A2を同時に使用することができます。その際は、両施設をご予約ください。
  - ・ A1とA2は簡易的なパーティションで区切っていますので、他の方が使用している場合は、お互いに配慮した使用を徹底してください。
2. ミーティングシート
  - ・ 無料開放エリアをご利用の際には、フロントにて所定の手続きを行ってください。1回のご利用時間は2時間までとし、それ以上の連続利用はお断りします。一度に複数席使用することを禁止します。予約の範囲でご利用ください。
3. KS スタジオ
  - ・ 本スタジオの利用は、動画撮影、ライブ配信を原則とします。ただし、当社の事前の承諾を得た場合はこの限りではありません。
  - ・ 利用者は、施設、設備及び機材を破損及び汚損の無きよう使用するものとし、利用者の責により施設、設備及び機材が破損及び汚損又は使用できない状態になった場合は、利用者は修理費、清掃費及び損害を負担するものとします。
  - ・ 利用者は設備及び機材を使用前の状態に復帰し、当社の利用終了確認を受けるものとします。
  - ・ 電源容量は、スタジオごとに設定がございます。機材を持ち込まれる場合には、事前にご確認ください。

- ・ その他、本スタジオを利用する際の禁止事項は、以下の通りです。違反する行為を行った場合は、即時利用を中止するものとします。また、この場合スタジオ利用料は返金されないものとします。他の利用者にご迷惑をおかけすると判断した場合、ご利用を禁止します。
  - ・ ライブ配信する際、配信先運営会社の利用規約に反する行為(Ustream.tv等の利用規約に反する行為)。
  - ・ 誹謗中傷や公序良俗、一般常識に反する行為。
  - ・ 肖像権および著作権等を侵害するような映像の中継は行わないください。(CDやDVD等のBGM/BGV2次利用を含みます)。
  - ・ 本スタジオ利用権の譲渡、売買及び転貸行為。
  - ・ 安全なスタジオ運営を損なう恐れのある行為。
  - ・ 当社の許諾を得ていない水(ミネラルウォーター等)を除く飲食物の持ち込み。
  - ・ 楽器又はスピーカーにより大音量を発する行為。
  - ・ その他、当社が不適切であると認めた行為。
4. イベントルーム
- ・ シェアオフィスメンバー向けディスカウントは、セミナーを実施することを条件とします。実施要項やチラシ・告知サイト等を提出して当社からの承認を事前に得る必要があります。

## 第6条 飲食について

1. 飲食は可能です。外部からの持ち込みも可能です。
2. ・ 飲食可否表

場所	飲み物	施設内で販売している食べ物	持ち込みの食べ物
ミーティングシート	○	○	×
ソファルーム	○	○	○
アレンジメントルーム	○	○	○
イベントルーム	○	○	○
KSスタジオ	△	△	△

KSスタジオの機材を使用して、スタジオ内外での飲食シーンを撮影する場合は、別途保険料を支払っていただく必要があります。

3. アルコールの飲酒については事前に許可を得てください。いかなる状況においても20歳未満の飲酒は厳禁です。
4. 飲食時の会議室の汚れについては、会員様の責任において清掃をお願いいたします。

## 第7条 ゴミ類

1. 施設のご利用に伴い発生したゴミは、必ず会員様にて処分してください。

## 第8条 損害賠償、及び免責

1. 施設および備品などのご利用に際しては、破損・汚損にご注意ください。万一会員様(利用する全ての関係者を含む)が施設および備品を破損・汚損された場合には、会員様にその施設または備品の損害、清掃費用、およびその施設が利用できないことによる売上の損失分を賠償していただきますのでご了承ください。
2. 会員様(利用する全ての関係者を含む)の物品などについては、会員様の責任において管理・保管ください。ご郵送された物品などについても同様となり、当社では一切の責任を負いかねますので、予めご了承ください。
3. 利用中の盗難・災害に伴う損害については、当社は一切の責任を負いかねますので、予めご了承ください。また、利用時に発生した人的・物的損害に対する賠償責任は、会員様にてご負担ください。
4. 災害や有事の社会情勢により営業が困難と判断した場合、ご予約を解除させていただく場合がございます。その場合でも、当社に対して異議を申し立てること、本会員制度の入会金および基本料金等の利用料金の返還、その他一切の請求等を行うことはできないものとします。

## 第9条 当社による施設利用の停止および予約の取消

1. 次の場合は使用中・予約中に関わらず、直ちに使用停止、または予約を取り消しますのでご注意ください。この場合に生じる会員様のいかなる損害に対しても、当社は一切の責任を負いませんので予めご了承ください。
  - ① 法令または公序良俗に反する行為。
  - ② 当施設の利用権全部または一部を第三者へ許可なく譲渡転貸すること。
  - ③ 他の会員様のご迷惑となる行為。
  - ④ ペットを連れての入館。
  - ⑤ 施設、備品等を汚損、破損させる恐れのある行為。
  - ⑥ 発火または引火性の物品や危険物のお持ち込み。
  - ⑦ 喫煙。
  - ⑧ 暴力団その他反社会的勢力のご利用。

- ⑨ 大音量、振動、悪臭の発生など周囲に迷惑または不快感を及ぼす恐れのある行為。
- ⑩ その他、当施設が管理、運営上、不適切と認める行為。
- ⑪ 利用規約をお守りいただけなかった場合。

#### 第10条 ご利用料金とお支払い

1. ご利用料金については「サービス料金表」をご参照ください。
2. お支払いは、基本料金と同様に口座振替にて行います。口座振替以外の手段でのご精算は受け付けておりません。
3. 当月末までの利用料金を翌月に引き落とさせていただきます。請求金額については会員専用サイトにてご確認ください。引き落とし日前日までにご登録口座の残高確認をお願い致します。

#### 第11条 その他

1. 撮影・インタビューなどで、特別な機械、備品を搬入される場合は、予め当社の承認が必要です。
2. 災害・事故などに備え、非常口・消火器などの位置を予めご確認ください。
3. 万一事故が発生した場合には、スタッフの指示に従い冷静かつ迅速に行動してください。
4. 駐車場は完備しておりませんので、公共交通期間もしくはお近くのパーキングをご利用下さい。
5. 会場の周知、誘導等につきましては「利用者」にて行って下さい。その際、「利用者」が用意される案内書等に当社及び、受付の電話番号を記載しないようお願い致します。万が一、記載されても一切お取次ぎ・ご案内は致しかねますので予めご了承ください。
6. また、KSフロア受付にてのお取次ぎ・ご案内も致しかねますので、エントランスの受付端末にて会員様をお呼び出し頂き、ご対応くださいますようお願い致します。イベントルームにてイベントを開催する時の受付については、事前にご相談ください。

平成26年 9月 1日 制定・施行

平成26年12月 1日 改訂

株式会社ナレッジソサエティ